



## 児童手当法が改正

### 支給対象が小学校3年生までに拡大

児童手当法の改正により、児童手当の支給対象が未就学児から小学校3年生までに拡大されました。

手当の支給額は今までと変わらず、第1子と第2子がそれぞれ月額5千円、第3子以降には月額1万円が年3回に分けて支給（2月、6月、10月）されます。ただし、児童手当には所得制限があり、所得が限度額を超える場合は支給されません。

#### 4月分までさかのぼって支給

今回の改正に伴う経過措置として、小学校1年生から3年生に限り、9月30日までに手続きをすれば、4月分までさかのぼって手当を受けることができます。10月1日以降に手続きをすると、申請した月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

該当すると思われる方には、手続き用紙を送付しますので、忘れずに提出してください。なお、手続き用紙が届かない方は下記までご連絡ください。

#### ◆手続きの内容

●**小学校2、3年生の保護者**…現在、小学校入学前の児童（弟や妹）について児童手当を受給している方は、「額改定認定請求書」の提出が必要です。現在、児童手当を受給していない方は、「新規認定請求書」の提出が必要です。

●**小学校1年生の保護者**…6月30日提出期限の「児童手当現況届」により審査しますので、新たに手続きの必要はありません。

◆**提出期限** 7月20日（期限までに手続きがあったものについては、4月と5月分の手当を8月に支給します）

◆**提出先** 役場住民生活課または役場各支所

◆**問い合わせ** 役場住民生活課住民記録担当 ☎82-3111内線123）へどうぞ。

該当者は忘れずに手続きを

棄権することなく、確かな1票を投じましょう（昨年11月に行われた衆議院議員総選挙の投票風景・町中央公民館）



# 参議院議員通常選挙 山田町長選挙

## 11日が投票日です

### 棄権せず確かな1票を

六月二十四日公示の第二十回参議院議員通常選挙と、七月六日公示の山田町長選挙が、七月十一日を投票日に行われます。国と町の進むべき方向を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を大きく反映させるときです。投票する際には選挙公報や政見放送などをよく見て、確かな一票を投じてください。投票日に用事がある人などは期日前投票や不在者投票をして、棄権することないようにしましょう。

#### ◆投票所一覧表

投票区	投票所
山田第1	山田漁村センター
	山田町中央公民館
	北浜防災センター
	さくら幼稚園
	関谷林業担い手センター
	関口農業担い手センター
船越第1	船越防災センター
	山の内生活改善センター
	船越漁村センター
	大浦漁村センター
	小谷鳥コミュニティセンター
織笠第1	織笠コミュニティ細浦ブロックセンター
	織笠漁業協同組合水産倉庫
	旧岩手宮古農業協同組合織笠支店
	猿神農業担い手センター
	田子ノ木生活改善センター
	織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大沢第1	山田町ふるさとセンター
	大沢漁業協同組合新倉庫
豊間根第1	豊間根生活改善センター
	農村婦人の家
	田名部林業担い手センター
	上豊間根青年会館
	荒川農業構造改善センター
	馬鞍コミュニティセンター

▽内容が次に該当する人です。  
▽身体障害者手帳：上肢または視覚の障害が一級の人  
▽戦傷病者手帳：上肢または視

覚の障害が特別項症から第二項症までの人  
■**開票** 即日開票です。当日の午後八時から山田南小学校体育館で行います。

■**問い合わせ** 町選挙管理委員会事務局 ☎82-3111内線411）へどうぞ。

11日の投票は午後6時までに  
十一日の投票時間は、午前七時から午後六時までです。投票  
今回の選挙では、参議院議員通常選挙の岩手県選出議員と比例代表選出議員の二種類と、町長選挙の合計三種の投票が行われます。  
岩手県選出議員（投票用紙は薄黄色）は投票用紙に候補者の名前を書きます。比例代表選出議員（白色）は前回の参院選から導入された非拘束名簿式により、候補者の名前が政党名のいづれかを書いて投票します。  
町長選挙（白色）は投票しようとする候補者の氏名の上「〇」を記入して投票します。

期日前・不在者投票のご利用を  
仕事や冠婚葬祭、旅行などで投票日に投票に行けない人は、期日前投票・不在者投票制度をご利用ください。手続きは簡単で印鑑も不要です。  
◆**期日前・不在者投票の期間**  
参議院議員通常選挙 六月二十五日～七月十日  
町長選挙 七月七日～十日  
◆**時間と場所**  
▽時間 午前八時半～午後八時（土・日曜日と同じです）  
▽場所 役場二階特別会議室

◆**郵便による投票**  
郵便による不在者投票をする人は、町選挙管理委員会から交付された郵便投票証明書を提示の上、七月七日までに投票用紙の請求をしてください。同制度で投票できる人は、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当する人です。  
▽身体障害者手帳：両下肢などの障害が一級または二級の人、内臓機能の障害が一級または三級の人、免疫の障害が一級から三級までの人  
▽戦傷病者手帳：両下肢などの障害が特別項症から第二項症までの人、内臓機能の障害が特別項症から第三項症までの人  
▽介護保険の被保険者証：要介護状態区分が要介護五の人  
※郵便投票証明書、船員の選挙人名簿登録申請書をお持ちの方は、有効期限を確認し、期限切れの方は町選挙管理委員会へ事前に再交付の申請をしてください。  
◆**代理記載による投票**  
郵便による不在者投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができない人は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。同制度で投票できる人は、障害者手帳などに記載されてい

投票できる人  
今回は選挙で投票できる人は次に該当する人です。  
▽昭和五十九年七月十二日以前に生まれた人で、平成十六年四月五日以前に本町に住民登録をしている人  
※平成十六年四月六日以降に本町に転入届をした人は、前住所に選挙権があります。本町で不在者投票をするか、前住所地で投票してください。

◆**郵便による投票**  
郵便による不在者投票をする人は、町選挙管理委員会から交付された郵便投票証明書を提示の上、七月七日までに投票用紙の請求をしてください。同制度で投票できる人は、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当する人です。  
▽身体障害者手帳：両下肢などの障害が一級または二級の人、内臓機能の障害が一級または三級の人、免疫の障害が一級から三級までの人  
▽戦傷病者手帳：両下肢などの障害が特別項症から第二項症までの人、内臓機能の障害が特別項症から第三項症までの人  
▽介護保険の被保険者証：要介護状態区分が要介護五の人  
※郵便投票証明書、船員の選挙人名簿登録申請書をお持ちの方は、有効期限を確認し、期限切れの方は町選挙管理委員会へ事前に再交付の申請をしてください。